

議案第四百四号

砂原地区かんがい排水事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり砂原地区かんがい排水事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和四十八年九月二十九日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 工事名称 砂原水路改修工事
- 二 工事場所 東伯郡三朝町大字砂原地内
- 三 経費の賦課基準 田 七三七五円（一〇a当り）
- 四 徴収の時期 昭和四十九年二月十日から昭和四十九年三月二十日まで
- 五 徴収の方法 金銭とし三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十

八号）の例による。